



社会保険労務士法人川瀬事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間平均10日以上とする。

〈対策〉

- 令和 3年11月～ 年次有給休暇取得の現状を把握
- 令和 3年12月～ 計画的な取得促進の方策を検討
- 令和 4年 1月～ 計画的な取得促進策を掲示等により周知

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを毎月5日間設定し実施する。

〈対策〉

- 令和 3年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 3年12月～ 管理職会議にて検討、内容を決定後掲示等により周知
- 令和 4年 1月～ 実施

以上